

# 広報 おおやまざき

# 2

2021(令和3)年

## 今月の主な内容

- 令和2年度成人式 P2
- 新型コロナウイルスにかかると  
緊急事態宣言が再発出されています P4
- 税のお知らせ P4
- スマートに国民年金しよう P8
- 「限度額適用認定証」の申請を P9

Vol.639

<http://www.town.yamazaki.kyoto.jp>

新型コロナウイルスにかかると緊急事態宣言が再発出されています(1月14日(木)～2月7日(日))

※町の対応については4ページをご覧ください

2回目の緊急事態宣言直前の1月11日(木)、大  
山崎町体育館で令和2年度成人式を開催し、  
大人としての一歩を踏み出す148人の新成人  
の門出を祝いました(関連記事2ページ)。



# 祝 2021 成人式

1月11日祝、晴れやかな青空のもと、大山崎町では、148人が新成人として大人の第一歩を踏み出しました。

会場の大山崎町体育館では、華やかな着物や少し慣れないスーツと、少しの緊張感を身にまとったマスク姿の新成人たちが、「久しぶり!」「全然変わってないなあ。」と言葉を交わし、旧交を温めていました。

成人式式辞で、前川町長は門出を迎えた若人に「これから待ち受ける様々な困難を、自分が成長するために与えられた試練と前向きに捉え、乗り越えて行ってください」と、エールを送りました。「新成人の誓い」では、新成人を代表して、平山 杏実さんが「成人となり、選挙権をはじめ、一人ひとりに社会を動かす力を与えられた私たちは、もう世の中に対して受け身であるだけではいられません。私たち自身で何ができるかを考え、責任を持って行動していきます」と、誓いの言葉を述べました。最後に恩師からのビデオレターが流れると、皆懐しそうにスクリーンを眺めていました。

コロナ禍でもたくましく未来に向かっていく新成人たち。彼らは希望に胸を膨らませ、いつかまた訪れるだろう平和な未来に思いを馳せているようでした。

※個人情報に配慮し、役場での写真販売は行いません

## 新成人 インタビュー



小さいころ、20歳はもっと大人だと思っていましたが、いざ自分になってみると、まだまだと思うのが正直なところ。私は看護学校に通う2回生ですが、コロナでリモート講義に切り替わるなど、昨年は学生生活が一変。特に感染症について学んだときは、その脅威がとても身近に感じられました。看護学校ではたくさんの課題が課せられ、それをこなしていくのは大変ですが、将来なりたい助産師を目指して頑張る日々です。プライベートでは、3歳のころから始めた水泳を今も続けています。物事は継続で、これからも将来の自分の姿に向かって進んでいきます。

ひらやま あみ 平山 杏実さん

## 手作りの成人を祝う会

同日、長岡京市中央公民館で二市一町在住の障がい者を対象とした「手作りの成人を祝う会」が開かれました。新成人は保護者や福祉施設職員など、たくさんの出席者に「おめでとう」と声をかけられ、笑顔あふれる会となりました。



恩師からのビデオメッセージ



※当日ご参加いただけなかった方に、案内ハガキと引き換えに記念品をお渡します。

配布場所=役場2階生涯学習課(24番窓口) 配付期間=~3月31日(日) 問=生涯学習課(内234)

**e-Taxで  
便利に確定申告をしよう!**

申告書作成会場は大変混雑します。申告書等は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」でも作成できます。作成後はe-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用して送信いただくか、プリンターで印刷して郵送等で提出してください。

※IDパスワード方式の届出がお済みの方は、自宅のパソコンやスマートフォンからe-Taxで申告書を送付できます。



◀国税庁 確定申告書等の作成はコチラ  
※QRコードは  
(株)デンソーウェーブの登録商標です。

○会場内に筆記用具の用意はありませんので、ボールペンや計算器具等をご持参ください。  
▼医療費控除には領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要です！  
○令和2年分の確定申告から、領収書の添付はなくなりました。自宅で5年間保存をお願いします（税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません）。  
○医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます（医療費通知とは健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです）。  
※医療費通知を添付する場合、保険者番号および被保険者等記号・番号部分にマスキング処理（番号等が復元できない程度に

黒マジックなどで塗り潰すこと）をお願いします。  
▼公的年金等を受給されている方へ  
公的年金等の収入金額（複数の場合は合計額）が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方は、所得税の確定申告が不要です。  
※所得税および復興特別所得税の還付を受けられる方は、確定申告書の提出が必要です。  
▼問・提出先  
右京税務署  
〒615-0007  
京都市右京区西院上花田町10-1  
☎311-6366  
税住民課 税務係  
☎956-2101（内143）

**新型コロナウイルスにかかる緊急事態宣言が再発出されています  
(1月14日(木)～2月7日(日))**

感染拡大防止のため、手洗い・うがいに加え、不要不急の外出（特に20時以降）を控えてください。1月14日時点での町の対応は以下のとおりです。  
●公共施設の利用時間を20時までとします（キャンセルする場合は利用料返金。学校開放事業等は中止します）。  
●町が主催するイベントや会議は原則延期します（やむを得ず開催する場合は感染症対策を徹底します）。  
●出勤者数縮減のため、町職員の在宅勤務等の取り扱いを再開します。  
なお、本誌各ページの内容は日々変更が生じる可能性がありますので、最新の情報については町ホームページをご覧ください。

**もうすぐ  
確定申告**

**税のお知らせ**

会場	西陣織会館（京都市上京区堀川通今出川南入西側）
期間	2月16日(火)～3月15日(日)
相談受付時間	9時～16時



**町・府民税(住民税)の申告**

申告時の感染症対策にご協力をお願いします

令和3年1月1日現在、町内に居住し、次のいずれかに該当する方は町・府民税の申告が必要です。ただし、所得税の確定申告をされる方は、町・府民税申告は不要です。  
①給与所得者（パート・アルバイトを含む）で勤務先から町役場へ給与支払報告書の提出がない方  
②主たる給与所得以外の所得が20万円以下の方  
③公的年金収入が400万円以下で、その他の所得が20万円以下の方  
④確定申告は必要ないが、医療費控除等の所得控除を受けたい方  
※前年中に所得がなかった方や町・府民税が非課税となる方でも、▼国民健康保険に加入されている方▼福祉、公営住宅・教育関係の制度において所得の申告が必要な方▼課税（非課税）証明書が必要な方などは、町・府民税の申告が必要となります。

申告が必要な方

申告に必要なもの

- マイナンバーのわかる書類
- 本人確認書類  
※マイナンバーカードをお持ちの方はマイナンバーカード1点のみご持参ください。
- 印鑑
- 前年中の所得を証明する書類（源泉徴収票、支払調書、収支内訳書など）
- 各種所得控除を受ける人は、前年中に支払った社会保険料、生命・地震保険料、寄付金、医療費控除の明細書、障害者手帳、学生証などの控除に係る事項を証明するもの  
※医療費控除の申告をされる際は、領収書の添付は不要です。但し、5年間は自宅にて保存してください。

申告期限 令和3年3月15日(日)

問・提出先＝税住民課 税務係 ☎956-2101（内143）

**所得税の確定申告は  
2月16日(火)～3月15日(日)です**

▼申告書類の提出はお早めに  
申告期限が近づくと申告書作成会場（西陣織会館）は大変混雑しますので、早めにお済ませください。  
なお、申告期間中は町税住民課でも申告書類をお預かりして税務署に提出します。申告書類のお預かりは、2月16日(火)から3月15日(日)までとなりますのでご注意ください。



会場地図

▼西陣織会館にご来場の際の注意  
○土日祝（2月21日(日)、2月28日(日)を除く）は開設していません。  
○会場ではご自分で申告書等の作成やパソコン操作をお願いしています。  
○会場では納税証明書の発行は行っていません（税務署で行っています）。  
○会場では納税できません。お近くの金融機関等をご利用ください。  
また、QRコードを利用したコンビニ納付や振替納税などの便利な納付手段をご利用ください（詳細は国税庁ホームページをご確認ください）。  
○会場専用の駐車場・駐輪場はありませんので、電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。  
▼感染症対策にご協力ください  
○来場者数の状況に応じて入場を制限するほか、早めに相談受付を完了する場合があります。  
○来場の際は、マスクの着用をお願いいたします（マスクを着用されていない場合、入場を断られる場合があります）。  
○咳・発熱等の症状のある方や体調

見逃していませんか？

## 保険料控除

納付していただいた各種保険料は、社会保険料控除の対象です。

令和2年1月～12月（2020年中）に納付された国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料が対象です。なお、納付額は次のもので確認できます。

口座振替をご利用の方	預金通帳
納付書払いの方	納付済みの領収書
特別徴収（年金からの天引き）の方	日本年金機構・各共済組合等から送付される「令和2年分公的年金等の源泉徴収票」

上記のものを紛失されて納付額が分からない方は、本人確認ができるもの（保険証など）をお持ちのうえ健康課保険医療係、高齢介護係（役場1階3、4番窓口）にお越しください。

※令和2年6月～7月にお送りした「令和2年度各保

険税（料）の決定通知書」に記載している年税額は町・府民税の申告や確定申告には使えません（通知書に記載の年税額は令和2年4月～令和3年3月までの期間のものであり、申告の対象期間と一致しないため）。

※国民年金保険料も社会保険料控除の対象となります。詳しくは日本年金機構までお問い合わせください。

国民健康保険税	健康課 保険医療係	☎956-2101 (内114)
後期高齢者医療保険料	健康課 高齢介護係	☎956-2101 (内137)
介護保険料	健康課 高齢介護係	☎0570-003-004 (ナビダイヤル) ☎03-6630-2525 (IP電話利用者)
国民年金保険料	日本年金機構	

## 高齢者等のおむつ代の医療費控除について

ねたきりの高齢者などがおむつを使用している場合、一定の条件を満たすと、確定申告の際に医療費控除の対象となります。



初回（1年目）の確定申告の際には、ねたきり状態であることおよび治療上おむつの使用が必要であることを確認するため、医師が発行した「おむつ使用証明書」と「おむつ代の領収書」を提出してください。

\*控除を受けるのが2年目以降の方は…

2年目以降は、右記の要件全てに該当する方に限り、医師の証明なしで医療費控除が認められます。確定申告の際に必要な確認書は、健康課 高齢介護係（役場1階4番窓口）で発行します。

要件
要介護認定を受けている
主治医意見書の「障害高齢者の日常生活自立度（ねたきり度）」がB1、B2、C1、C2のいずれかである
主治医意見書の「尿失禁発生の可能性」欄が「あり」である
主治医意見書が、おむつを使用した当該年、その前年またはその前々年（現に受けている要介護認定の有効期間が13カ月以上であり、おむつを使用した当該年に主治医意見書が発行されていない場合に限る。）に作成されたものである

※全ての条件を満たさない場合は、従来どおり医師の発行した「おむつ使用証明書」での提出となります。問＝健康課 高齢介護係☎956-2101（内線137・139）

## 障害者控除対象者の認定について

障害者手帳の交付を受けていない方でも、介護保険の要介護（要支援）認定者で、認定調査票および主治医意見書で「障害者に準じる者」と認められる場合は、障害者控除の対象となります。確定申告、町・府民税申告の際に必要な認定書は健康課 高齢介護係（役場1階4番窓口）で発行します。

認定の目安
（心身の状態に関する意見の欄中で、以下のいずれかに該当する方）
「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）」がA～C
「認知症高齢者の日常生活自立度」がII以上

問・申請先＝健康課 高齢介護係☎956-2101（内線137・139）

## ひとり親世帯臨時特別給付金の申請はお済みですか？

新型コロナウイルス感染症の影響による、ひとり親世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援として、臨時特別給付金を支給しています。

左記の「給付金対象者」の2、3に該当する方は申請が必ずです。申請がまだお済みでない方は、2月26日（金）までに、役場1階7番窓口へ申請してください。申請書等は、役場1階7番窓口にあります。

令和2年6月分児童扶養手当受給者の方・左の「給付金対象者」の2、3に該当する方のうち、すでにひとり親世帯臨時特別給付金の基本給付の申請をされている方は、令和2年8月と12月の2回支給されています。

【給付金対象者】  
以下の1～3のいずれかに該当する方  
1. 令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方（すでに支給されています）。  
2. 公的年金（遺族年金、障害年金、老齢年金等）を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給額が全額停止される方。

3. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方。

※児童扶養手当法に定める「養育者」の方も対象になります。※すでに児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額または一部停止されたと推測される方も対象となります。

【基本給付額】  
給付金対象者の1～3のいずれかに該当する方  
・1世帯5万円  
・第2子以降、1人につき3万円

【追加給付】  
給付金対象者の1または2に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方（生活保護受給者は、追加給付は支給対象外となります）  
・1世帯5万円  
問＝福祉課 児童福祉係（役場1階7番窓口）☎956-2101（内184）

## 大山崎町「花と緑のまちづくり」事業 ガーデニング教室参加者募集！



町では、令和2年度から、地域コミュニティづくりの一環として、「花と緑のまちづくり」事業をスタートします。第1弾は、住民の方にお花の寄せ植えづくりを楽しんでもらう教室を開催。今回は、地植えの場所がなくても寄せ植えを楽しめるハンギングバスケット（※）の作り方教室です。

※植物を植えて吊り下げたり、掛けたりできる花鉢のこと。プランターなどのように地面に置くタイプとは異なり、空間を縦に彩ることもできるのが特徴です。

とき＝3月6日（日） 一部 10:00～11:30  
二部 13:00～14:30

※次回3月下旬にも予定しています。詳細は、3月号本誌でご確認ください。

ところ＝中央公民館本館実習室

参加対象＝町内に在住の方

募集人数＝一部、二部ともに15名

（応募者多数の場合は抽選）

参加費＝1人 1,000円

講師＝亀岡市都市緑化協会

尾崎まこと氏（日本ハンギングバスケット協会所属）

申込方法＝住所・氏名・年齢・性別・連絡先（電話番号、メールアドレス）・参加時間（一部か二部）を記入の上、FAX、メールまたは郵送で下記まで。

申込締切日＝2月15日（日）

※新型コロナウイルス感染症対策として、新しい生活様式を考慮した開催を予定。

問・申込先＝政策総務課 企画観光係

☎956-2101（内370） ☎957-1101

✉kikaku@town.oyamazaki.lg.jp

# 毎月の医療費が高額になる方へ 「限度額適用認定証」の申請を

## ◆70歳未満の国民健康保険加入者

所得区分		自己負担限度額（月額）	
		3回目まで	4回目以降（※1）
住民税課税世帯	所得901万円超	ア 252,600円 (医療費が842,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算)	140,100円
	所得600万円超 901万円以下	イ 167,400円 (558,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算)	93,000円
	所得210万円超 600万円以下	ウ 80,100円 (医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算)	44,400円
	所得210万円以下	エ 57,600円	44,400円
住民税非課税世帯		オ 35,400円	24,600円

## ◆70歳以上の国民健康保険被保険者・老人福祉医療受給者・後期高齢者医療被保険者

所得区分		自己負担限度額（月額）		
		3回目まで	4回目以降（※1）	
住民税課税世帯	現役並み所得者Ⅲ（※2） (課税所得690万円以上)	252,600円 (医療費が842,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算)	140,100円	
	現役並み所得者Ⅱ (課税所得380万円以上)	167,400円 (医療費が558,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算)	93,000円	
	現役並み所得者Ⅰ (課税所得145万円以上)	80,100円 (医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算)	44,400円	
	所得区分	外来 (個人単位)	外来+入院（世帯単位）	
住民税非課税世帯	一般（※2） (課税所得145万円未満等)	18,000円	57,600円	44,400円
	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	
	低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	

※1 過去12か月間で限度額を超えた月が3回あった場合に、4回目から適用される限度額です。  
 ※2 所得区分が「現役並み所得者Ⅲ」及び「一般」の方は、限度額証がなくても適正な限度額が適用されます。

◆自己負担額には上限があります  
 大山崎町国民健康保険・老人福祉医療制度・京都府後期高齢者医療保険に加入されている方で、毎月の自己負担額が高額（左記参照）になる方は、医療機関に限度額適用認定証（以下「限度額証」）を提示することで、ひと月あたり窓口に支払う自己負担額が医療機関ごとに一定の限度額で止まります（非課税世帯の場合は入院時

の食事代も減額されます）。  
 なお、所得状況によっては限度額証を提示しなくても適正な限度額で止まる方もいます（詳細は左表をご覧ください）。  
 ◆限度額を超えた場合は申請により還付ができる場合があります  
 限度額証は個人ごと、1つの医療機関ごとに外来・入院、歯科・歯科を別計算して適用されますので、それらを合算すると世帯の自

己負担額が限度額を超える場合があります。そうした場合には高額療養費の申請により限度額を超えた分の還付を受けられます。  
 ※70歳未満の国保加入者は合算できる領収書の金額や合算方法に制約があるので、詳しくは町ホームページをご覧ください。か、保険医療係（1階3番窓口）にお問い合わせください。  
 ○限度額証の有効期間  
 申請した月の初日～次の7月31日（また

は70歳の誕生日の末日、75歳の誕生日前日）  
 ○限度額証の申請に必要なもの  
 ▼印鑑、▼来庁者の本人確認ができるもの（保険証・免許証など）、▼（代理人が申請する場合）委任状、▼（申請時点で過去12か月の入院日数が90日を超える場合）病院の領収証など  
 ○問・申請先  
 健康課 保険医療係  
 ☎956-2101（内113）

# 新成人の皆さんへ 「スマートに国民年金しよう」

◆加入後はどうすればいい？  
 1 保険料を納付する  
 保険料は納付書・口座振替・クレジットカードで納付できます。納付書は、金融機関・コンビニエンスストア・ペイジーなどで納付できます。  
 2 保険料の納付が難しいときは  
 収入が少ないなど、保険料の納付が難しいときは次の2種類の申請ができます。  
 【①学生の方は】  
 学生の方は、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」の申請ができます（猶予期間後には保険料を納めなければなりません）。  
 【②学生でない方は】  
 学生でない方は、保険料の納付が免除または猶予される「免除・猶予制度」の申請ができます。申請により、所得に応じて「全額免除」、「納付猶予」、「一部免除」、「却下」のいずれかが適用さ

れます。ただし、「納付猶予」や「一部免除」が承認された場合には、納めるべき保険料を納めなければ「未納」扱いとなるのでご注意ください。  
 3 「未納」はダメ  
 上記1・2のいずれも行わずに納付対象月から2年以上放置すると、その期間は「未納」として扱われます。  
 未納の期間があると、将来本人やその家族が受け取れるはずの年金が受け取れなかったり、受け取る年金の額が減ったりします。  
 保険料はなぜ納めるのか  
 国民年金は、①老後、②病気や事故で障がいが残ったとき、③死亡したときに、本人やその家族が年金を受け取れるように働いている世代みんなで支えよう、という考えのもとで作られた仕組みです。たとえば、みなさんのお両親やおじいさん・おばあさんが受け取っている年金は、皆さんが納める保険料によってまかなわれています。また、将来自分が年金を受け取る際には、年金を納めた期間や金額によって受け取る金額が変わります。  
 年金を必要とする人たちのため、そして何より将来の自分のため、保険料を納めましょう。

	毎月払い		前納		
	翌月末払	当月末払	6カ月	1年	2年
割引	×	○	○	○	○
割引額（口振）	—	50円	1,130円	4,160円	15,840円
割引額（現金・クレジット）	—		810円	3,520円	14,590円
振替・支払日	翌月末	当月末	5月初旬と10月末	5月初旬	2年毎の5月初旬
申込期限（口振・クレジット）	—	—	毎年2月末日と8月末日	毎年2月末日	毎年2月末日

※各種割引額は令和2年度のものです。

納付はスマートに  
 定額料金を毎月支払うほかに、保険料をまとめて前払いする方法があります（前納）。前納すると、その期間に応じて割引が適用され、将来もらえる年金の額はそのままなのでお得です。  
 また、口座振替（口振）やクレジットカード払いを併用すること  
 各種制度もスマートに  
 国民年金には前納のほかにも、定額の保険料に加えて月額400円を加算することで将来の年金受給額を増やすことができる制度（付加保険料）もあります。  
 成人式会場でお配りした「知っておきたい年金のはなし」では、年金制度の概要が分かりやすく解説されています。  
 年金について学び、各種制度をスマートに活用して将来に備えましょう。

問  
 京都西年金事務所  
 ☎315-1829  
 健康課 保険医療係  
 ☎956-2101（内113）